

「出版者への権利付与等」についての方策

(A) 著作隣接権の創設

【内容】

著作権者とは別に独立して、第三者に利用許諾を与えたり、侵害者に差止請求等を行うことができる新たな権利「著作隣接権」（自動的に権利が発生）を出版者に付与する制度改正を行う。

【権利者】

出版物等原版を作成した者

【権利の対象】

出版物等原版（原稿その他の現品又はこれに相当する物若しくは電磁的記録を文書もしくは図画又はこれらに相当する電磁的記録として出版するために必要な形態に編集したもの）

(B) 電子書籍に対応した出版権の整備

【内容】

著作権者との契約により権利が発生する「出版権」は、自己の名において侵害者に差止請求等を行うことができるが、現行の著作権法では、電子書籍を対象としていないため、電子書籍を対象とした場合についても同様の権利が認められるようにするなど、制度改正を行う。

【権利者】

著作権者と設定契約を締結した者

【権利の対象】

設定契約の対象となった著作物

(C) 訴権の付与（独占的ライセンサーへの差止請求権の付与の制度化）

【内容】

著作権者から独占的利用許諾を受けた者が、侵害者に対し差止請求等を行うことができる制度改正を行う。

【権利者】

著作権者から独占的利用許諾を受けた者

【権利の対象】

利用許諾された著作物

(D) 契約による対応

【内容】

著作権者と出版者との譲渡契約等により、侵害者に対し出版者が差止請求等を行うことができることから、このような契約慣行の普及を図る。

【権利者】

（著作権譲渡の場合、）著作権者から著作権を譲り受けた者

【権利の対象】

（著作権譲渡の場合、）著作権譲渡された著作物

（以 上）